

地域の子育てを応援します 潟上市ファミリー・サポート・センター

ひとり親
家庭等の

会員募集中



ファミリー・サポート・センターとは…

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。センターのアドバイザーが会員間の相互援助活動の調整を行います。
ご利用いただくにはあらかじめ会員登録が必要になります。

こんな時にご利用できます

急な残業などで
児童クラブや保育園のお迎えに
間に合わないと
きの送迎



保護者の通院やり
フレッシュ等外出
の際の子どもの預
かり



保護者の病気や
冠婚葬祭などの
急用時の子どもの
預かり



など

- 随時、説明会を行っておりますのでファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。
- 活動中の事故やケガに備えて、補償保険に加入しています。

お申し込み
お問い合わせ

潟上市ファミリー・サポート・センター

〒018-1401 潟上市昭和大久保字堤の上1-3 (昭和こども園2階)

TEL 018-838-0150 FAX 018-838-0141

《開館時間》 9:30~16:00

《休館日》 土、日、祝日、年末年始



おしゃせ

◎ご利用料金

午前6時～午後8時まで・・・お子さん1人1時間あたり600円

- ・援助開始から最初の1時間は、これに満たない場合でも1時間として換算します。
- ・時間を延長した時は、30分以下は半額、30分～1時間までは1時間と換算します。

潟上市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭等の会員に対して報酬基準額の3分の2が助成されます。(1時間あたり200円)

※交通費、食料費などの実費は助成対象には含まれません。



【助成の条件】

潟上市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者がない女子又は配偶者がない男子で、現に児童を扶養している方
- (2) 生活保護法に基づく保護を受けている世帯に属する方
- (3) 市町村民税非課税世帯に属する方
- (4) 育児と親等の介護を同時にしているダブルケア負担の世帯に属する方
- (5) 障害児、多胎児を持つ等配慮が必要な世帯に属する者



【対象者の登録】

利用料の助成を受けようとする方は、あらかじめ対象者である旨の登録をする必要があります。

潟上市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等登録申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して申請します。（年度ごとに申請が必要になります。）

- (1) 潟上市ファミリー・サポート・センター会員証の写し
- (2) ひとり親家庭等であることを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

※申請書は潟上市ファミリー・サポート・センターで配布しています。また、潟上市ホームページでもダウンロードできます。

※提出場所は潟上市ファミリー・サポート・センターまで。郵送による提出も可能です。

